

## 市政のひろば 主な内容

特集「あなたの空家は大丈夫ですか？ -手遅れになる前に対策を-」……………	2,3
国民年金の手続きについて……………	14
健康診査が「無料」で受診できます……………	15
国民健康保険からのお知らせ……………	17

保存版 令和3年度津島市が実施する がん検診等のお知らせ……………	19~22
子どもの目……………	33
私のカルテ……………	35
街角散歩……………	39

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則として、現在住んでいる寮やアパートなどが住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や、行政サービスにつながる大切な情報です。忘れずに移しましょう。

選挙で投票を行う場所は、原則として住民票のある市区町村です。異なる市区町村へ引っ越した方で、住民票を移していない、または住民票を移してから3カ月を経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。

**転出の手続き** 引っ越しする予定日の14日前から手続きができます。転出届を提出し、転出証明書を受け取ります。

引っ越したら住民票を移しましょう



お知らせ

行政 & 暮らしの情報



電話



ファックス



ホームページ



Eメール

(各担当課のGはグループの略です)

**住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について**

この制度は、代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写しなどを交付したとき、本人に交付事実を通知するものです。

制度の利用を希望する方は、申請者本人の確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・旅券など、代理人は委任状と委任者の本人確認できる書類、法定代理人の場合は資格を証明する書類)を持参の上、左記へ申請してください。

**問合** 市民課市民戸籍G  
☎ 24-11112

**転入の手続き** 引っ越してから14日以内に前住所地で受け取った転出証明書を添えて、転入届を提出します。

**同一の市区町村内での転居の手続き** 引っ越してから14日以内に転居届を提出します。

**注意事項** 届出の際には、マイナンバーカードを併せてお持ちください。また、代理人が手続きを行う場合には、委任状が必要になります。

**問合** 選挙に関すること  
総務デジタル課庶務G  
☎ 55-96006  
転入・転出・転居に関すること  
市民課市民戸籍G  
☎ 24-11112

**保険税納付は口座振替で**

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がなく、仕事などで忙しい方に大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します(一部金融機関を除く)。

**問合** 保険年金課国民健康保険G  
☎ 24-11113

**国民健康保険からのお知らせ**

令和3年度国民健康保険税納税通知書(第1・2期)を5月中旬に送付します

今回送付する納税通知書(仮算定)は、前年度から引き続き国民健康保険に加入している世帯を対象に、前年度の国民健康保険税の年額の10分の2を暫定的にお支払いいただくものです。

**納付期限** 第1期 5月31日(月)  
第2期 6月30日(水)

7月中旬には、前年中の所得や加入者数をもとに算定した年税額から、今回送付する仮算定税額を差し引いた納税通知書(本算定)を送付します。

令和3年4月1日以降に新規加入された世帯の納税通知書も7月に送付します。

## A-総合案内サービスを ご活用ください

人工知能(AI)を活用し、24時間365日、市の手続きや制度に関するお問い合わせに会話形式でお答えするサービスを提供しています。パソコンやスマートフォンから、聞きたい知りたい情報を入力いただくと、住民票、子育て、ごみの出し方や各種証明書の請求方法などの情報を自動的に回答します。

### 利用方法

市ホームページまたはLINEからご利用いただけます。LINEからは津島市公式LINEを友だち登録してご利用ください。

問合 総務デジタル課デジタル推進G

☎55-96000



津島市  
公式LINE

## 軽自動車税(種別割)について

令和3年度軽自動車税(種別割)納税通知書の発送日は、5月7日(金)です。

税率の詳細等については、市ホームページ、納税通知書等でご確認ください。

### 減免について

一定の要件を満たした身体障がいがある方などは、減免できる場合があります。

す(減免には申請が必要)。

例年、申請受付は市役所の窓口のみでしたが、令和3年度からは郵送でも受け付けます。

ただし、初めて減免申請をされる方や前年の届出内容に変更がある方等は、例年どおり市役所の窓口でのみ受け付けます。

### 申請期限

・窓口の場合 5月7日(金)～24日(月)

・郵送の場合 5月24日(月)消印有効

詳細については、減免申請書に同封の通知文等をご確認いただくか、直接左記へ。

問合 税務課市民税G ☎55-962603

## 個人市・県民税(個人住民税)の 特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市県民税を特別徴収していただくこととなります。

市では、法令等の規定に基づいて、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付します。

事業主の方々のより一層のご理解とご協力をお願いします。

### 特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイト

も含む)

### 特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・毎月の給与支給額が少なく、個人市県民税を特別徴収しきれない方
- ・給与が毎月支給されていない(不定期な)方

問合 税務課市民税G ☎55-962603

## 避難行動要支援者支援制度について

この制度は、災害が発生したとき、自力での避難が難しい方など(避難行動要支援者)が、避難支援等を可能な限り地域で受けられる仕組みのことです。

「避難行動要支援者名簿」を作成し、本人の同意を得た上で、避難支援等関係者(自主防災組織、町内会、自治会、地区民生委員)に情報提供します。災害時の避難支援や安否確認等だけでなく、平常時の見守り活動にも役立てます。

対象(施設や病院などに長期入所、入院されている方を除く)

- ①ひとり暮らし老人登録者
- ②要介護3～5の認定者
- ③障がい高齢者の日常生活自立度B またはCとされる寝たきり高齢者
- ④認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の方
- ⑤難病患者(特定疾患医療給付受給者)

⑥身体障害者手帳1級または2級を所持している方

⑦療育手帳Aを所持している方

⑧精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方

⑨その他災害時に支援が必要な方で、登録を希望する方

詳しくは、市ホームページまたは直接左記へ。

問合 危機管理課危機防災G

☎55-95994



## 令和3・4年度分 簡易な修繕等競争入札参加 資格審査申請書の受付

50万円以下の簡易な修繕等競争入札への参加を希望する事業者は、次の要領で申請書をご提出ください。

対象 令和3年1月1日現在において、申請を希望する業種を6カ月以上営業している事業者(個人・法人不問)

受付期間 随時

提出先 総務デジタル課(市役所3階)

※参加資格提出書類については、左記へご確認ください。

問合 総務デジタル課庶務G

☎55-96000